

社会の変化に対応した「地域活動の拠点」
となる公民館のあり方について

(答申案)

令和3年3月

第19期茅ヶ崎市松林公民館運営審議会

目 次

はじめに	… 1
1 これからの公民館に求められる役割・機能について	… 2
2 公民館事業のあり方について （事業の認知度や参加者層の拡大に向けて）	… 3
3 地域集会施設との連携について	… 5
終わりに	… 7
資料 諮問書 茅ヶ崎市立松林公民館審議会委員名簿 審議経過	

はじめに

令和2年8月、茅ヶ崎市立松林公民館長から茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に対し、「社会の変化に対応した「地域活動の拠点」となる公民館のあり方について」に関し、諮問されました。

茅ヶ崎市立松林公民館（以下「松林公民館」という。）は、平成23年度から令和2年度までの10年間を計画期間とする「茅ヶ崎市教育基本計画」のもと施策を展開しており、現在は平成30年度から令和2年度を計画期間とする茅ヶ崎市教育基本計画第4次実施計画（以下「第4次実施計画」という。）の目標年次にあたります。

日本においては、超高齢社会、働き方改革など社会の変化に対して、様々な分野で取り組みが始まっており、これらの取り組みに共通することは、様々な活動を通じて、多様な人と交流し、共に支えあう社会を実現していこうということの基本にしています。

茅ヶ崎市においても、公民館では、子ども事業や地域交流事業などにより地域の人たちとの交流を図り、子どもたちが地域ではぐくまれる環境づくりを進めています。その他、社会的要請課題をテーマとした事業や家庭教育支援事業などを実施し、現代的課題の解決を考える機会の提供と大人と子どもが共に育ちあう社会教育を推進しています。

社会教育では、人々が地域の課題を知り、様々なことに興味や関心を深めあうなど学びを通じて、人がつながり、地域の社会を創っていく力をはぐくむきっかけをつくる必要があり、多様な人々が交流する拠点として、公民館に期待される役割は大きいものです。

今回は、社会の変化に対応した「地域活動の拠点」となる公民館のあり方について、「これからの公民館に求められる役割・機能について」、「公民館事業のあり方について（事業の認知度や参加者層の拡大に向けて）」、「地域集会施設との連携について」の項目ごとにグループに分かれ検討した結果を「答申」としてまとめました。

社会の変化に対応した松林公民館の発展が、更なる地域住民のよりどころとなることを期待いたします。

このたび、複数回の議論を経て、当審議会においてとりまとめがなされたので、次のとおり答申いたします。

1 これからの公民館に求められる役割・機能について

(1) ビフォーコロナの松林地区は、松林公民館を中心として、職員と地域活動のメンバー、趣味のサークルのメンバーが一丸となって、温かい連携の輪が結ばれていました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大を受けて、公民館の利用は、感染予防対策を講じたうえでの活動となり、また、今までの講師と受講者が一堂に会した講座等が中止となり、人と人とが直接的にふれあい、交流する学習機会が減少しました。

コロナ禍において新しい生活様式が求められる中、地域の多様な人々が相互に理解し合い共生できる環境をつくっていく上で重要な役割を果たすことが期待されている社会教育の灯を絶やさず、公民館が継続的に社会教育の機会を提供して行くことは大変重要である。厳しい状況下であるからこそ、利用者、地域団体、学校等と連携を図りながら、創意工夫し、新しい学びのあり方を検討していくことが必要である。

(2) 公民館活動、地域活動の中心は、元気なやる気満々のシニアたちです。しかし、今のところ、大半はパソコンもスマホでさえ苦手です。オンラインの活用などは、今の50代が70代になるまで待たなければなりません。

一方で、公民館は、コロナ禍においても、学びを止めないことの重要性から、YouTube を利用した動画講座や Zoom を活用したオンライン講座など、学びの新たな可能性を示したところである。更に、前述のパソコンもスマホも苦手な人と、得意な人との間に生じる格差の解消を図ることは大変難しいことですが、大きな視点で見れば、市民の安全や命を守ることにもつながる。

また、公民館利用者は、子育てサークルの子育て世代、夏休みの子ども対象の講座参加者である小中学生など幅広い。多世代に向けた事業実施についてコロナ禍においても「どうしたらできるか」を公民館と利用者として議論を行い、模索し実践していくことが必要である。

松林公民館運営審議会委員 小澤 登代子
島村 淑子

2 公民館事業のあり方について（事業の認知度や参加者層の拡大に向けて）

（1）公民館事業に係る情報の的確な発信

公民館が、地域住民の学習と集いの場として親しまれ活用されるためには、公民館の年度ごとの具体的な目標や重点事業などが広く周知されている必要があります。そのためには、公民館の各種事業を様々なメディアを用いた公民館情報としての的確に発信することが必要です。今年度は新型コロナウイルス感染防止のため、対面での活動を伴う多くの事業が中止になりましたが、その中で松林公民館では YouTube を利用した動画講座を発信するなど、新たな試みが見られました。

従来の市広報紙や回覧板などの広報活動に加え、YouTube を利用した動画講座の発信や Zoom を活用したリモート講座などを実施することで、より多くの住民が「公民館情報」にアクセスできる環境を構築することができれば、参加者層の拡大と同時に、公民館の新しい活用法を見出す良い機会となるのではないかと考えます。

（2）公民館と学校との連携について

自治体における行財政は、年々厳しさを増し、茅ヶ崎市においても、予算の縮減が進んでいます。一方、学校教育においても、予算の縮減と非正規の教職員が増加する中で、教職員の長時間勤務が問題となり、学校が担う業務の精選が検討されています。

このように、社会情勢が大きく変化する中で、今日の公民館や学校は、多様化する住民の学習要望や社会の学習要請に応えるため、幅広く奥深い学習環境を整備することが求められています。複雑・複合化する地域的課題に対し、縮小する行政組織での対応が求められている現状では、新しい事業を増やすのではなく、既存の事業での連携が必要です。

具体的には、現在中学校で実施されている地域とのふれあい事業等を公民館との連携事業にすることで、公民館事業の認知度や参加者層の拡大につなげることが考えられます。また中学校では部活動が教員の長時間勤務の大きな要因になっています。休日の部活動を令和5年度から段階的に地域に移行させる文部科学省の方針が発表されていますが、休日の部活動を担う地域の人材をいかに発掘するかが課題になると思われます。地域とのふれあい事業における講師や部活動指導員など地域の人材に関する情報交換や公民館と学校の施設・設備

の有効活用を検討するなどの連携が考えられます。

さらに来年度からは小学校1年生から中学校3年生までの小中学生全員に、タブレットパソコンが配付されます。公民館に整備されているW i F iを活用し、地域の小中学生に学習の場を提供することで、参加者層の拡大を図ることができるのではないのでしょうか。学習指導ボランティアとしての地域住民の参加も期待できます。

(3) テレワークの導入に伴い、通勤の負担が軽減された住民の参加促進

新型コロナウイルス感染防止のため民間企業で導入されつつあるテレワークは、通勤の必要がなくなった比較的若い年代の住民を地域の様々な活動に取り込むチャンスと考えることもできます。

中学校の地域とのふれあい事業における講師、部活動指導員、学習支援ボランティア、公民館でのリモート講座の講師等、テレワークで働くことのできる住民には、幅広い分野への参加が期待できます。潜在的な可能性を持つ新たな参加者を地域コミュニティに取り込むためにも公民館事業のさらなる充実が求められます。

(4) おわりに

社会情勢が厳しく変化・変革し、将来が不透明な現代社会であればこそ、地域コミュニティの中心としての公民館の役割は重要です。新型コロナウイルス感染防止のため、次年度も対面での活動を伴う事業の開催が困難な状況ですが、今年度と同様にYouTubeを利用した動画講座の発信やZoomを活用したリモート講座などの工夫をしてできるだけ多くの事業の実施を目指していただきたいと思います。

松林公民館運営審議会委員 田 中 由季乃
小 俣 宏 之

3 地域集会施設との連携について

地域集会施設であるコミュニティセンター（以下コミセンと記述）の運営は、市指定管理者制度のもと、指定管理者が行っています。指定管理者は、まちぢから協議会やコミセン管理運営委員会が選定されているケースが多くなっています。コミセン管理運営委員会もまちぢから協議会を始めとする地域を代表する団体の集まりです。

公民館の連携先は、指定管理者となり、個別に話し合いをもつことや、まちぢから協議会や管理運営委員会が開催する会合に参加することも必要と考えます。さらに、職員間の意見交換・情報交換等もより連携を深めることとなります。また、公民館運営審議会委員は、まちぢから協議会の構成団体である、まちぢから協議会、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、青少年育成推進協議会、体育振興会からの推薦人が含まれていますので、連携の話しも容易にすることができると考えます。

連携は、ハード・ソフト面が考えられますが、

（1）ハード面

ハード面は設計段階に至っていないので推測の域を越えられませんが、会場を二会場として行う事業も可能と考えます。例えば、夏休み子供事業の料理教室は定員を大きく上回る応募があります。二会場で開催できれば子供の喜ぶ顔が増えることにつながります。同様に会場の分散、若しくは事業の移管も考えられます。

（2）ソフト面

既存のコミセンの事業を見ると、積極的に事業を行っている施設と形式的なものがあります。事業で多いのは、コミセン祭り、広報紙発行で、次いで講師を呼んで講座を設けているものとなります。公民館と同様な事業を行っているものとしては健康体操、転倒予防教室、卓球教室、料理教室、音楽会、パソコン教室、こども教室、文学講座、映画会、普通救命講習会などがあげられます。

公民館祭りとコミセン祭りは同様な企画が出されると考えておりますが、公民館祭りは館で学んだものを発表する場所、コミセンはよりお祭りの要素を加えた交流の場所と考え、開催時期、催事内容など調整し、連携することができると考えます。

コミセンが完成した後、どのような事業が行われるかは指定管理者の方針で大きく左右されますが、公民館は「学び」を、コミセンは「交流」が主体になると考えています。

公民館・コミセンが連携し、地域活性化の相乗効果が発揮されることを期待

します。

松林公民館運営審議会委員 浅岡肇
吉原敏明

終わりに

今回の答申書作成は、コロナ禍の影響で委員の顔合わせ回数が少ない中での作成となりました。

当初、公民館から提示されたスケジュールから大幅に遅れ、最初に集まったのは11月3日、審議会開催前に3つの諮問に対し1つの諮問を二人で担当することにし担当を決めました。各委員とも積極的に希望どおり決まりました。そして、運営審議会まで、素案を作成することになりました。

12月10日に行われた第2回の審議会会議で各委員から素案が出され意見交換をしました。そして次回までに修正を加えることにし分されました。しかしながら、緊急事態宣言の再発出により審議会は1月開催から3月24日に延期されることになりました。修正された答申素案は書面で確認する形に改められ、4回行われる審議会も3回で答申書の提出まで進めました。

話し合いが少ない中でも委員の方々の熱心な討議や、加筆修正などを行い平常時の答申書と変わらぬものができたと考えております。コロナ禍が収束に向かい、通常の公民館に戻ったときには、今までにも増して愛される公民館であり続けてほしいと願っています。

松林公民館運営審議会会長 細 田 勲

資料

令和2年8月12日

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会
会長 細田 勲 様

茅ヶ崎市立松林公民館
担当課長兼館長 菊池 修

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を求める事項

社会の変化に対応した「地域活動の拠点」となる公民館のあり方について

- 1) これからの公民館に求められる役割・機能について
- 2) 公民館事業のあり方について（事業の認知度や参加者層の拡大に向けて）
- 3) 地域集会施設との連携について

2 理由

公民館は、戦後の公民館制度の発足当初から、市民の自治能力の向上と地域づくりに貢献することが求められてきました。

しかしながら、近年、社会情勢、生活環境の変化により市民生活も向上し、個々人のライフスタイルが多様化する一方、地域のつながりの希薄化等に伴い、地域を取り巻く諸課題も複雑・多様化しており、また、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年2月末から3年3月末まで公民館主催事業を中止している状況であることや新しい生活様式が求められている中で、「公民館」も時代に即した変容がこれまで以上に求められています。

そのためには、改めて地域の課題に向き合い、解決するための「地域力」をより一層高めるべく、公民館が多様な住民をつなぐ場、幅広い活動の場であると同時に、地域の課題解決や地域づくりに繋がる様々な学習の機会を提供していくことが必要不可欠であると考えます。

以上のことから、上記1の「検討を求める事項」において諮問をいたしますので、公民館の体制（役割や機能）や、さらなる利用者拡大に向けた公民館事業のあり方等について、ご審議のうえ答申くださいますようお願いいたします。

3 答申希望日 令和3年3月

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会委員名簿

任期2年（平成31年4月1日から令和3年3月31日）

氏名	選出の区分
たなか ゆきの 田中 由季乃	室田小学校区青少年育成推進協議会
ほそだ いさお 細田 勲	松林地区自治会連合会
あさおか はじめ 浅岡 肇	松林地区社会福祉協議会
おざわ とよこ 小澤 登代子	松林地区民生委員児童委員協議会
よしはら としあき 吉原 敏明	松林地区体育振興会
しまむら としこ 島村 淑子	松林公民館利用者団体代表
おまた ひろゆき 小俣 宏之	茅ヶ崎市中学校長会（赤羽根中学校教頭）

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会会議の経過

会議名	開催日	議題
2年度		
第1回 松林公民館運営審議会	8月29日(土)	(1)諮問・答申について (2)令和元年度主催事業の報告について (3)令和2年度事業計画について (4)令和2年度予算について (5)令和2年度社会教育委員の推薦について (6)その他
第2回 松林公民館運営審議会	12月10日(木)	(1)令和2年度主催事業の報告について (2)答申について (3)その他
第3回 松林公民館運営審議会	3月24日(水)	(1)答申について (2)令和2年度主催事業の報告について (3)令和3年度松林公民館予算(案)について (4)令和3年度松林公民館事業計画(案)について (5)その他

社会の変化に対応した「地域活動の拠点」となる
公民館のあり方について（答申）

令和3年3月発行

発行 茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会

編集 茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課松林公民館

〒253-0018

神奈川県茅ヶ崎市室田一丁目3番2号

電話 0467-52-1314

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

メールアドレス kou_shourin@city.chigasaki.kanagawa.jp